

令和7年度小坂町介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付要綱
(光熱水費等及び下期食材料費分)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う介護保険施設等に対する緊急的な支援を目的として、光熱水費等及び下期食材料費を助成するための令和7年度小坂町介護保険施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 申請日時点で運営を継続している別表1及び別表2に掲げる施設とする。

(交付申請等)

第3条 補助金の支給を受けようとする補助対象施設は、令和8年2月13日までに、小坂町財務規則に定める補助金等交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 令和7年度小坂町介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書総括表
- (2) 施設別申請額一覧（別紙1）
- (3) 請求書

3 第1項の交付申請は、実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

(交付の条件)

第4条 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておけなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が令和8年3月31日までに廃止・休止等により事業活動を停止した場合、その旨を町に報告するとともに、別表の備考に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 町長は、第3条第1項の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の

上、補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書等により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、町から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

- 2 町長は、第1項の決定をする場合において、第4条に定めるもののほか、必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第6条 本補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取り消し)

第7条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の处分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この補助金の対象期間は、光熱水費等補助事業に関しては、令和7年4月1日から令和8年3月31日、食材料費助成事業に関しては、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 光熱水費等助成に関する補助対象及び補助基準額

区分	サービス種別	基 準 額
入所系	介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護	定員1名あたり13,400円に申請日時点の定員数を乗じた額
通所系	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	定員1名あたり9,300円に申請日時点の定員数を乗じた額
訪問系	居宅介護支援	1事業所あたり103,000円

備考

- 1 空床利用型の短期入所生活介護事業所は補助対象外とする。
- 2 各介護予防サービスは補助対象外とする。
- 3 複数のサービス種別を運営している事業所等は、サービス種別ごとの基準額を合算できることとする。ただし、訪問系については、同一事業所が同一の住所地において、上記に掲げる複数の訪問系サービスを提供している場合にあっては、事業所とみなす。
- 4 同一市町村内で複数の事業所等を運営している場合は、各事業所ごとの基準額を合算できることとする。
- 5 新規開始、休止又は廃止により、令和7年度における運営期間が11か月以下となる場合は、表の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により事業所等を臨時休業した場合については、休止には含まれないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることする。

別表2 食材料費助成に関する補助対象及び補助基準額

区分	サービス種別	基 準 額
入所系	介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護	定員1名あたり5,100円に申請日時点の定員数を乗じた額
通所系	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	定員1名あたり1,700円に申請日時点の定員数を乗じた額

備考

- 1 利用者に食事提供している施設に限る（おやつや飲み物のみの提供は対象から除く）。
- 2 空床利用型の短期入所生活介護事業所は補助対象外とする。
- 3 各介護予防サービスは補助対象外とする。
- 4 複数のサービス種別を運営している事業所等は、サービス種別ごとの基準額を合算できることとする。
- 5 同一市町村内で複数の事業所等を運営している場合は、各事業所ごとの基準額を合算できることとする。
- 5 新規開始、休止又は廃止により、令和7年度における運営期間が5か月以下となる場合は、表の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月に含める）を乗じて6で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により事業所等を臨時休業した場合については、休止には含まれないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることする。